

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 タクシー運転者の登録等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 登録タクシー運転者証等（第十三条 第十八条の三）</p> <p>第三節 登録実施機関（第十九条 第三十二条の三）</p> <p>第四節 補則（第三十三条）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十六条 第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、指定地域において、タクシーの運転者の登録を実施し、<u>指定指定地域において、</u>タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、<u>タクシー事業の業務の適正化を図り、</u>もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 この法律で「指定地域」とは、<u>タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 タクシー運転者の登録等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 登録タクシー運転者証（第十三条 第十八条）</p> <p>第三節 指定登録機関（第十九条 第二十九条）</p> <p>第四節 補則（第三十条 第三十三条）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十六条 第六十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、指定地域において、タクシーの運転者の登録を実施し、<u>タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、</u>タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて利用者の利便の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 この法律で「指定地域」とは、<u>タクシーによる運送の引受けがもつばら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他の行為が頻繁に行われる等</u>タクシー事業の業務が適正に行われていないと認められる地域で政令で定める</p>

他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

6 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

第二章 タクシー運転者の登録等

第一節 タクシー運転者の登録

(原簿)

第四条 原簿への登録(第三節を除き、以下「登録」という。)は、国土交通大臣が行う。

2 (略)

(登録の申請)

第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)

第七条第一項第五号において同じ。)でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2 (略)

3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合にお

ものをいう。

第二章 タクシー運転者の登録等

第一節 タクシー運転者の登録

(原簿)

第四条 原簿への登録(以下「登録」という。)は、国土交通大臣が行なう。

2 (略)

(登録の申請)

第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)

第七条第一項第四号において同じ。)でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行なう。

2 (略)

3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第四号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合にお

いて、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを修了していないこと。

四 特定指定地域にあつては、当該特定指定地域に係る国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、又は第四十八条の規定により国土交通大臣の行なう当該特定指定地域に係る地理の試験に合格していないこと。

五・六 (略)

2 (略)

(登録事項の変更等の届出)

第八条 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 (略)

2・3 (略)

(登録の取消し等)

第九条 国土交通大臣は、登録運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録運転者となる前二年以内に第一号、第三号若しくは第四号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一 この法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者の業務に關し当該事業の用に供する自動車の運転者としてこの法律、道路運送法

いて、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 当該指定地域に係る国土交通省令で定める運転の経歴を有しない者にあつては、第四十八条の規定により国土交通大臣の行なう当該指定地域に係る地理の試験に合格していないこと。

四・五 (略)

2 (略)

(登録事項の変更等の届出)

第八条 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。

三 (略)

2・3 (略)

(登録の取消し等)

第九条 国土交通大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するとき、又は登録運転者となる前二年以内に第一号若しくは第二号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一 この法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者の業務に關し当該事業の用に供する自動車の運転者としてこの法律、道路運送法

若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたとき。

四 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に関して輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

五 (略)

2 4 (略)

第二節 登録タクシー運転者証等

(講習の命令)

第十八条の二 国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせるよう命ずることができる。

(登録運転者業務経歴証明書の交付)

第十八条の三 登録運転者は、国土交通大臣に対し、第九条第一項第三号に規定する重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面（次項において「登録運転者業務経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

第三節 登録実施機関

若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。

二 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

三 (略)

2 4 (略)

第二節 登録タクシー運転者証

第三節 指定登録機関

(登録等)

第十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該指定地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 第四条から第十二条まで(第九条を除く。)に規定する事務
- 二 第十四条から第十七条までに規定する事務
- 三 前条に規定する事務
- 四 第四十六条第二項に規定する事務

2 | 国土交通大臣は、前項の登録を申請した者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この条及び第六十一条第二項において「団体」という。)を含む。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 登録事務等を行うために必要な設備を有し、これを用いて登録事務等を行うものであること。
- 二 登録事務等の信頼性の確保のために専任の管理者が置かれていること。

3 | 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)であつて、その業務を行う役員等(法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 | 第一項の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号

(指定)

第十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとに指定する者に、当該指定地域に係る登録及び運転者証の交付に関する事務(第九条の規定による事務を除く。以下「登録事務等」という。)を行なわせることができる。

2 | 国土交通大臣は、前項の指定をした場合には、当該指定地域に係る登録事務等を行なわないものとする。

二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては、その代表者等（法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をいふ。以下同じ。）の氏名

三 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、当該登録実施機関が行う当該指定地域に係る登録事務等を行わないものとする。

6 登録実施機関が登録事務等を行う場合における第四条から第十二条まで（第九条を除く。）、第十四条から第十七条まで、前条及び第四十六条第二項の規定の適用については、これらの規定（第七条第一項第四号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

7 国土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を関係する登録実施機関に通知しなければならない。

8 国土交通大臣は、登録実施機関が第一項第三号に掲げる事務を行う場合において、当該事務を行うため必要な事項について国土交通大臣に照会したときは、照会に係る事項を当該登録実施機関に通知するものとする。

（登録の更新）

第二十条 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前項の登録の更新は、登録の更新を受けようとする者の申請により行つ。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の登録の更新について準用する。

第二十条 国土交通大臣は、前条第一項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。

一 現に当該指定地域について他に指定した者があること。

二 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 申請者が登録事務等を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

四 申請者が第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で登録事務等に従事するもののうちに、禁錮以上の

刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(指定登録機関の公示等)

第二十一条 国土交通大臣は、第十九条第一項の指定をしたときは、その指定した者(以下「指定登録機関」という。)の名称、住所、指定に係る指定地域、登録事務等を実施する事務所の所在地及び登録事務等の実施を開始する日を官報で公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称、住所又は登録事務等を実施する事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(登録等に関する規定の適用)

第二十二条 指定登録機関が登録事務等を行なう場合における第一節(第九条を除く。)及び前節の規定の適用については、これらの規定(第七条第一項第三号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 国土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を指定登録機関に通知しなければならない。

(事務規程)

第二十三条 指定登録機関は、登録事務等の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(登録事務等の実施に係る義務)

第二十一条 登録実施機関は、登録事務等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録事務等を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十二条 登録実施機関は、第十九条第四項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録事務等規程)

第二十三条 登録実施機関は、登録事務等の開始前に、登録事務等の実施に関する規程(以下「登録事務等規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務等規程には、登録事務等の実施方法、登録事務等に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならな

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録事務等規程が登録事務等の公正かつ適確な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(登録諮問委員会)

第二十四条 登録実施機関には、登録諮問委員会を置かなければならない。

2 登録諮問委員会は、登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)の諮問に応じ登録事務等の実施に関し調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を登録実施機関の代表者等に述べることができる。

3 登録諮問委員会の委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者のうちから、登録実施機関の代表者等が任命する。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした事務規程が登録事務等の公正かつ適確な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第二十四条 指定登録機関は、毎事業年度開始前に、登録事務等に係る事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、登録事務等に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録諮問委員会)

第二十五条 指定登録機関には、登録諮問委員会を置かなければならない。

2 登録諮問委員会は、指定登録機関の代表者の諮問に応じ登録事務等の実施に関し調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定登録機関の代表者に述べることができる。

3 登録諮問委員会の委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任等)

第二十六条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定登録機関の登録事務等に従事する役員又は職員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは事務規

(秘密保持義務等)

第二十五条 登録実施機関の登録事務等に従事する役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録実施機関の登録事務等に従事する役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

程に違反する行為をしたとき、登録事務等に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定登録機関が第二十条第五号に該当することとなるときは、指定登録機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定登録機関の登録事務等に従事する役員若しくは職員（登録諮問委員会の委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定登録機関の登録事務等に従事する役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（登録事務等の休廃止）

第二十七条 登録実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（適合命令）

第二十八条 国土交通大臣は、登録実施機関が第十九条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十九条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録事務等を行うべきこと又は登録事務等の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第二十八条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務等に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第二十九条 国土交通大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、第十九条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第二十条第三号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して登録事務等を実施したとき。

三 第二十三条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

四 不当に登録事務等を実施しなかつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により第十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十条 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十二條、第二十六條第一項、第二十七條又は次條の規定に違反したとき。
- 三 第二十三條第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた登録事務等規程によらないで登録事務等を実施したとき。
- 四 第二十三條第三項、第二十八條又は前條の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第二十六條第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により第十九條第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十二条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十九條第一項の登録をしたとき。
- 二 第二十二條の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十七條の許可をしたとき。
- 四 第三十條の規定により登録を取り消し、又は登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 第三十二條の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた

登録事務等の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(審査請求)

第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(国土交通大臣による登録事務等の実施)

第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録事務等の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第三十条の規定により登録を取り消した場合における登録事務等の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第四節 補則

(手数料)

第三十二条 国土交通大臣に対して、登録の申請をする者、第十二条第一項若しくは第二項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第十四条の交付を申請する者、第十五条の訂正を申請する者、第十七条の再交付を申請する者又は第十八条の三第一項の交付を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。

第四節 補則

(手数料)

第三十条 登録の申請をする者、第十二条第一項若しくは第二項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第十四条の交付を申請する者、第十五条の訂正を申請する者又は第十七条の再交付を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣（指定登録機関が登録事務等を行なう場合には、指定登録機関）に納付しなければならない。

2 前項の手数料で指定登録機関に納付されたものは、当該指定登録機

関の収入とする。

(審査請求)

第三十一条 指定登録機関がした登録事務等に係る処分不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(登録事務等の臨時代行)

第三十二条 国土交通大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、民法第三十四条の規定により設立された法人で第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定登録機関に対し、同項の指定を受けた者が登録事務等を行なう期間中登録事務等の実施を停止すべきことを命ずるものとする。

3 第一項の指定登録機関は、前項の命令を受けたときは、直ちに原簿その他の登録事務等の実施に関する書類を第一項の指定を受けた者に引き渡さなければならない。

4 第二十一条、第二十二条及び第二十七条から前条までの規定は、第一項の指定を受けた者が登録事務等を行なう場合について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「登録事務等の実施を開始する日」とあるのは、「登録事務等を行なわせる期間」と読み替えるものとする。

(指定をした場合等における経過措置)

第三十三条 第十九条第一項の指定、第二十九条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)の取消し若しくは前条第一項の指定をした場合又は同条第一項の期間が経過した場合における所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第三章 タクシー業務適正化事業

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

一 四 (略)

2 (略)

第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。

- 一 現に当該特定指定地域について適正化事業実施機関があること。
- 二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
- 三 (略)
- 四 申請者が適正化業務以外の業務を行う場合には、次の業務以外の業務を行うものであること。
 - イ 八 (略)
 - 五 六 (略)

(適正化事業実施機関の公示等)

第三十五条の二 国土交通大臣は、適正化事業実施機関の指定をしたときは、その名称、住所、指定に係る特定指定地域、適正化業務を実施する事務所の所在地及び適正化業務の実施を開始する日を官報で公示しなければならない。

2 適正化事業実施機関は、その名称、住所又は適正化業務を実施する事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国

第三章 タクシー業務適正化事業

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

一 四 (略)

2 (略)

第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。

- 一 現に当該指定地域について適正化事業実施機関があること。
- 二 申請者が民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
- 三 (略)
- 四 申請者が適正化業務以外の業務を行なう場合には、次の業務以外の業務を行なうものであること。
 - イ 八 (略)
 - 五 六 (略)

国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(負担金の徴収)

第三十七条 (略)

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3～8 (略)

(役員の選任及び解任等)

第三十九条の二 適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員又は職員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為をしたとき、適正化業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその在任により適正化事業実施機関が第三十五条第六号に該当することとなるときは、適正化事業実施機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第三十九条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第四十条 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十四条第一項の指定を取り消すことができる

(負担金の徴収)

第三十七条 (略)

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3～8 (略)

(指定の取消し)

第四十条 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、第三十四条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 (略)
- 二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、適正化業務を行つたとき。
- 三 (略)
- 四 第三十九条の二第二項又は前条の規定による処分違反したとき
- 五 (略)

2 (略)

(指定を取り消した場合における経過措置)

第四十一条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に同一の特定指定地域について新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業実施機関に帰属する。

2 (略)

第四十二条 削除

第四章 タクシー業務の特別規制等

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 4 (略)

- 一 (略)
- 二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して適正化業務を行なつたとき。
- 三 (略)
- 四 第四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分違反したとき。
- 五 (略)

2 (略)

(指定を取り消した場合における経過措置)

第四十一条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に同一の指定地域について新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業実施機関に帰属する。

2 (略)

(準用規定)

第四十二条 第二十一条、第二十六条及び第二十八条の規定は、適正化事業実施機関が適正化業務を実施する場合について準用する。

第四章 タクシー業務の特別規制等

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 国土交通大臣は、指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 4 (略)

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 (略)

2 国土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第三十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(地理の試験)

第四十八条 国土交通大臣は、特定指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になろうとする者に対し、当該特定指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行う。

2 (略)

(試験事務の代行)

第四十九条 (略)

2 適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を行わせてはならない。

一 次項において準用する第二十三条第一項又は次項において読み替えて準用する第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、試験事務を行ったとき。

二 次項において準用する第二十三条第三項、第三十九条の二第二項又は第三十九条の三の規定による処分に違反したとき。

5 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、適正化事業実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 (略)

2 国土交通大臣(第十九条第一項の規定により指定登録機関が指定されておられ、又は第三十二条第一項の規定により指定された者があるときは、当該指定登録機関又は指定された者)は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第三十条の規定は、前項の場合について準用する。

(地理の試験)

第四十八条 国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になろうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行なう。

2 (略)

(試験事務の代行)

第四十九条 (略)

2 適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合における第七条第一項第三号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、試験事務を行なわせてはならない。

一 次項において準用する第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認可を受けた事項に違反して試験事務を行なったとき。

二 次項において準用する第二十三条第三項、第二十六条第二項又は第二十八条の規定による処分に違反したとき。

5 第二十三条、第二十四条第一項及び第二十六条から第二十八条までの規定は、適正化事業実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。

十五條第一項中「役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九條第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員若しくは職員」と、同條第二項中「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員及び職員」と、第三十六條第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

（報告及び検査）

第五十一條 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者、登録実施機関又は適正化事業実施機関に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

第六章 罰則

第五十七條 第二十五條第一項（第四十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第三十條の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 （略）

第五章 雜則

（報告及び検査）

第五十一條 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者、指定登録機関、第三十二條第一項の規定により指定した者又は適正化事業実施機関に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

第六章 罰則

第五十七條 第二十七條第一項（第三十二條第四項又は第四十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 （略）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五条第二項の申請書、同条第三項の添付書類、第八条第一項の届出書、同条第二項の添付書類又は第十七条の再交付の申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第二十七条の規定による許可を受けずに登録事務等の全部を廃止した者

四 第三十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五・六 (略)

第六十一条 法人等の代表者等又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関し、第五十六条、第五十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人が、その訴訟行為につき団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十二条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五条第二項の申請書、同条第三項の添付書類、第八条第一項の届出書、同条第二項の添付書類又は第十七条の再交付の申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三・四 (略)

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

改 正 案		現 行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百二十五（略）		
百二十五の二 タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項（登録実施機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円
		百二十五の三（略）	
百二十六〇百五十八（略）			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百二十五（略）		
百二十五の二			
		百二十五の三（略）	
百二十六〇百五十八（略）			

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 (平成十八年法律第五十号) (附則第十三条関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正) 第四百二十条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第三十五条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。</p>	<p>(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正) 第四百二十条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第二十条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。 第三十二条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。 第三十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改める。</p>